

松川町ふるさと学費応援補助金交付要綱

平成28年3月22日

教委告示第1号

(目的)

第1条 この要綱は、奨学金の貸与を受けて修学した学生生徒のうち、学校卒業後、松川町内に居住する者に対し、その者が借り入れた奨学金等の返済の一部について松川町ふるさと学費応援補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、松川町の将来を担う人材の確保と定住促進に資することを目的とする。

(対象となる奨学金)

第2条 補助金の交付の対象となる奨学金等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本学生支援機構 第一種奨学金
- (2) 日本学生支援機構 第二種奨学金
- (3) 地方公共団体が設置する奨学金
- (4) 福祉法人長野県社会福祉協議会 教育支援費
- (5) その他町長が認める奨学金等

(補助金の受給要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。ただし、国及び地方公共団体の正規職員となった者は除くものとする。

- (1) 大学、短期大学、専門職大学、専修学校専門課程、高等専門学校及び高等学校等のいずれかに進学した者で、在学している期間に前条の奨学金等の貸与を受けた者
- (2) 施行期日の属する年度の前年度以降より奨学金等の償還を開始した者、又は、施行期日の属する年度の前年度以降に新たに松川町に住民登録をした者
- (3) 補助金を受給する年度(以下「補助年度」という。)の前年度の期間中に返還すべき奨学金等を、月賦、半年賦、年賦により返還を行っており、滞納のない者
- (4) 補助年度の前年度から、当該補助金交付申請日まで、引き続き松川町に住民登録があり、現に居住している者
- (5) 交付期間後も引き続き松川町に居住する意思のある者

(6) 町税等を滞納していない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助年度の前年度の期間中に返還すべき奨学金等の返還金額の4分の1の額とし、5万円を超える場合は、5万円を限度とする。

2 補助年度の前年度において松川町内に居住したが1年に満たない場合は、返還金額を居住月数で按分した金額を、補助対象の返還金額とする。

3 繰上げ返還等による奨学金等の返還額は、前項に規定する期間中に返還すべき奨学金等の返還金額に含まないものとする。

(交付期間)

第5条 補助金の交付期間は、最初の交付年度から起算して連続する5年間を限度とする。

(交付申請及び決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該年度の9月末までに松川町ふるさと学費応援補助金交付申請書(兼請求書)(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(1) 奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証するもの(初回のみ)

(2) 奨学金等の償還計画表(初回のみ)

(3) 補助年度の前年度における返還金額を証するもの

2 町長は、申請書の提出があったときは、その内容について審査し、補助金の受給要件を備えるときは、補助金の額及び交付についての決定を行い、申請者に対して松川町ふるさと学費応援補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条第3項の規定により補助金の交付を決定した後、交付決定を受けた者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、指定された金融機関への口座振込により行うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 町長は、補助金の交付決定を行った者が、虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたと認めるときは、松川町ふるさと学費応援補助金返還命令

書(様式第3号)により補助金の交付決定を取消し、期限を指定して補助金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行年度に限り、第3条第2号の規定は、平成26年度末に卒業した者を含むものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

松川町ふるさと学費応援補助金交付申請書（兼請求書）

松川町長 様

申請者 住 所：松川町
フリガナ
氏 名： ㊟
電話番号：
生年月日： 年 月 日

松川町ふるさと学費応援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。
なお、この申請に関して、申請人の住民登録状況、町税等の納付状況等を確認することに同意します。

記

奨学金名	
奨学金貸与機関名称	
松川町転入日	年 月 日
償還開始日	年 月 日
申請区分（いずれかに○）	初年度 ・ 2年目以降
年度 奨学金等返還金額 （ 年 月～ 年 月 分 ）	円
交付申請額（記入不要）	[返還金額の1/4※ 限度額5万円] 円

※100円未満切捨てとします。

添付書類

- ・奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証するもの（初年度申請時のみ）
- ・返還金額を証するもの（領収書もしくは通帳（見開きと該当ページ全て）の写し）

2. 補助金振込先口座

金融機関	銀行・信金 信組・農協						本店
							支店
口座種類及び口座番号	1 普通						
	2 当座						
	3 その他						
口座名義人	(フリガナ)						

※口座名義は、必ず請求者氏名と同一にしてください。

誓約

補助金の交付を受けた後も、引き続き松川町に居住することを誓約します。

松川町暴力団排除条例（平成24年松川町条例第88-1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないことを誓約します。

※修正箇所は必ず訂正印の押印をお願い致します。（修正液等は使用しないでください。）

様式第2号（第6条関係）

松川町ふるさと学費応援補助金交付決定通知書

年 月 日

様

松川町長

年 月 日付けで申請のありました標記補助金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金を 交付します。

交付しません。

（理由）

2 補助金額 金 円

※ 虚偽の申請その他不正の行為によって、補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取消し、期限を指定して補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。

様式第3号（第8条関係）

松川町ふるさと学費応援補助金返還命令書

年 月 日

様

松 川 町 長

松川町ふるさと学生応援補助金交付要綱第 8 条の規定により、年 月 日
で決定した補助金については、下記のとおり返還されたく通知します。

記

返 還 理 由	
返 還 補 助 金	金 円
返 還 期 限	年 月 日

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第8条関係)